真一學考

二 5
2232

茂文庫

門 二5 2232 壱

真暦考

ゆくすゑ神年の来ぬるゆきゝうつゝに入免ぐ〜ふありさま
ハ〜ぐ〜免絵のさゝ〜物まれど。大穴年遅少名毘古那
の神代より。天の書〜考も。かのふ霞の立てゝ〜して。和
けさの起ざ〜そ免。柳ちぶやもとゝ〜免。鶯ちぶやも
なきそあて。ゝさぐ〜詩題の影まりけ〜ゆる比をゝも。
そ〜免とハ侍ぐ免ゝりけ。

天をゝう。和ハのゝ〜もし。新ハ侍〜とする。

年の首ハ。酒ゝ。か此時ちるゝきこゝをゝいちぐてき

昭和十三年九月三日寄贈 林 癸未夫氏

をかゝ[illegible]てハ古夏の代ハ今の正月を正月と
せゝを殷の代よハ今の十二月を正月とし周の代
よハ今の十一月を正月として おのくその月を
年の始とそれと三正といひて例の皆理あるす
ぢてくいひちせでも猶てハ無くしてこの
事を改むるをとゝまとする國俗なれば已が功
を示をしておもしかゝ法るまで改めてるあたる
さても世中ぢあふよくばこそもはゝめ なれ
さる事の俄よかゝりてやがゝハこれハ世とか

民の煩となりて よ紀てはいさゝかもなし されバ
てゝ周の代までも ゝこの民ぢやハ於れ来たる
まゝ小夏の代乃定めぢ今の正月を正月やハし
居しても者つれこゝもあくも正朔を改むるハ民の
ゆゝしてじかゝわゝぢる事をさとるべし さ
て秦の代よハ又改めて今の十月を正月やせゝ 後
漢の代ちなりても景帝とゝて王が時までは
さて有て史記漢書などいふをか歳首でふ 今
十月とちるせふハ又をゝ[illegible]ゝ十月を

始め世ハ夏の三代のごとし。ずゐ分甚月を正月とせ
いつべきれど。そ定免をしも十月といつるハ。何の意ぞや。
古ハ四季の始ハ。秦のさぐ免をからひるぐ。月の名
ハ夏の定免によれるゆゑ。いとしぐ。さて武帝
といひしが時よりこの夏の定免を用ひてより。今の
世にいたるまで。改むることなし。こハ孔丘も夏の時を行
ふべしといへりしなく。まことふ然るべきことなり。さて
皇国にも。今ハ立春の日を春の始といひて。年の始し
せるハ。ひとへに暦をあらためさて後よ。長暦をあら

推一て。上つ代よりを然定免つる始ものゝ。ひとしふハ
ひがごとなり。こハ暦ふ。ることなく。ひとしより然
有しなり。上ふいつるがごとし。
さて一とせの来強行ハひぐを四つふきぐみて。春夏秋
冬とぞいひなる。これをも神代より然始り来ぬる事ふ
き。今その故ハいかゝ知べきゝ。ゝ。
ふいとぐ。温なる暑き涼寒寒氏四つのかゝりあれ
なるべし。
抑一年ハ四月より九月まで六月ゆ十月より三月

まで、二つに分(ワケ)てむも、又つきの乃ごと四つにしても、
又二月(フタツキ)づゝ六つに分ても、又四十五六日づゝ八つに分ても、
さ同じことなれど、難(ナミ)あらるべき事に、四に分まほしうる八、
うるゝ所なるべきおのづゝ秋さ冬なれば、暑きも寒き井間(アヒダ)に、暑くゝ寒かゝずして、温(アタヽカ)なる時と、涼
き時なのあれば、二つにしても八、一つゝ六月(ムツキ)八月とゝ
ぐゝしくして、温(ヘギ)なれば、なれば、温(ヘタヽカ)なる暑きすぐし
き所を、ふたつにしてゝむ、ふたつにしてゝ、おのく
その中英(ナカバ)をもてゝ、ふたつにせば、二三四月(サヤキヤヨヒツヅキ)を春、五六

七月(フミヅキ)を夏、八九十月(ハツキナガツキカミナツキ)を秋、十一十二月(シモツキシハス)を冬ともすべ
ひゝし、三月(ヤヨヒ)八温(アタヽカ)なるなれば、那月八、春のなかばゝ、
六月(ミナツキ)八暑きなら所なれば、夜のなかばとするべきし、
されどさ八、ゝ、ゝ、ゝ

の弄ごとりしも。をかしく見てふり。
春日とふて。書紀武烈帝巻の影媛の弄ふ見てし。
夏虫といふて。仁徳帝巻の磐媛命の淳ふみたて。
夏草やといふて。古事記の遠飛鳥宮段の。衣通王の
歌ふ見てし。秋の田といふて。万葉集二の巻に磐媛
命の淳弄ふ見てし。冬雪といふて。古事記明宮段の
吉野乃国樔人が弄ふ見てし。此やうにあるべきに。
牧ふるまでもなかりし。
かくて五月の時を。又ぐ発るべきに。三つぐ〳〵ふ

きざみて。春の始。秋乃終ばかりを付まをいひき。
上つ代乃四時ハ。暦の節気乃ごとくを用ひて。
春の始ハ。いはゆる立春のてふ。さて立春のてふ
ものを。二月の節ぶ付はさまでを。春のうぐ発りし。それより
三月の節乃てふ。夏乃始。夏のなかばとして。そをてを四
月ぶ節の時までを春の一季やとせり。又秋をもまず
所へて。さてぐ〳〵はくかく三つぐ〳〵ふ分て。始なかば
末とハいひしぐもの。葉月といひて。一年を十二月
ぶ定むるてふ。なるべし。

その春乃そら光ハ、霞れそら幸祐始るれバ、上よりふ
ゝくみて、夏秋冬のそら光始るもの、又そのそりくの
物のうへを見咲て知るべし。其のそゝめし同じくて、
天の巻しる日月出入りこと月ハ光の清さ、ゝさゝふ
考へ、ハるハ木草ハうへを見さく、此木乃花さくハ、その季ハ
そのころ、花乃木の実なるハ、それとそのそのほど、ころ
実ハ生るハ、いつ乃いつ乃ころ、そ乃草ハ枯るハ、いつ
乃いつ乃ころ、ハるハ回り物畠つものゝ作て
毛、稲のゝ、ゝ、ふ、ハるハそのゝ、ゝ、其の穂のあらむハ

穂のゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ハるハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ゆきら
へるを見、虫の穴ゝ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、天
地のうへふをゝくに、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、
りてるむ、季のいつゝ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、
上なる天ゝ、ハ、季ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、
ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、
葉ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、
後の世よハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、
ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、
ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、

むかしもとゞ常ふひをつまざれバ見てもこたゝる
てゝ〳〵されバ今の人などのかゝハ上件のごゝく
して定ゑむをバふゞつゝ考てゝ〳〵ゝゝゝゝれど
いまゝ〳〵ゝゝみのゝゝめし代ゝハゝゝゝゝゝゝゝ
定むるなゝゝひゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝて遠ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
つゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
なり万葉集のゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

ゆゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
て家ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
妹ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
秋ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
そのゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
をゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
をゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

つを始めとして今の世にいたるまでも奇ふよ
むかもむ来ぬるを八かゝごとゝ万はらゝハまれ
なるゝかゝるゝハ古意(イニシヘゴロ)をうゝめくふを万葉集など
のそはゝるゝなり。
さて志ゝ一季(ヒトヽキ)の来(キ)ぬるをバ。
来経ハきゝ(キ)ぬゝとゝハ古事記よ倭建命(ヤマトダケノミコト)の御
奇よ答(コタ)へ給ひ給へる義夜受比賣(ミヤズヒメ)乃うゝふ。
はゝゝゝ毎の年ゞ来(キ)ぬれバ。あゝたゝ月を
来(キ)ぬゆゝしゝゝ。万葉集十五のまきふ。はゝ

毎月日も来(キ)ぬしあるゝゝ。年月日
いづれよれいまゞ来ぎりしゞ。つぎゝふ
来(キ)て経(ヘ)ゝをいゝゝて来(キ)ぬしいへバ。出那
ゝゝ年月日の経(ヘ)ゆく事ふなりて。万葉など
ふ。主長ゝゝかゝゝゝゝゝ。来(キ)ぬ長ゝゝして。
その時ゞの名ゝゝをいふ古言(フルコト)。又日を数(カゾ)へて
ゝゝゝゝゝも。幾来(イクケ)ぬ暦をゝゝみしつをゝる
も来(コ)ぬ数(コ)へて。一日(ヒトヒ)くゝとつぎゝくみ来(キ)ぬ
ふを。数(カゾ)へゆく由のあゝり。されバ今一季(ヒトヽキ)の来(キ)

殆(ほと)んどいつるハ春夏秋冬いづれもふまれ一季(ひとゝき)を殆(ほと)んど
間(あひだ)のことなり下(しも)ふいへども皆同じことなるべ
き三つ分(わけ)いるのことなりて其(その)ほどの日次(ひなみ)をいくら
の日〳〵やうなるべきいつてふなりさされば年(とし)ごと
季(とき)のほど免(まぬ)がれもまハやうふ某日(ソノヒ)ちがふハなく其(その)日
数(かず)ふかぞへ来(きた)れば幾十日(イクソカ)もさるふハ所〳〵ごとに違ふ
大(おほ)らかなるなむ有(あ)りける
年(とし)ごと季(とき)乃日数も昭(あきら)の日とをハやうなる定ま
りハなきなりしかるに神代(かみよ)ちかく第(だい)五年をち

繰(へき)来(きた)りぬるそのほどひさふかぎりなる年(とし)の人の
年(とし)ふハかゝることなるひがみをのみとどめしなるなむ
さハ有(あ)りぬべきなれバ暦ハ所(ところ)〳〵なるべきなるべき事も
あるまじきなるふ所〳〵ごとなれども人
ごとにはなるべきなるなく人乃(ノ)なも大(おほ)らかふなむ
有(あ)りなれバ世間(ヨノナカ)ふ考(かんが)へ来(キ)たりて所(ところ)〳〵なる錢(ぜに)を
考(かんが)へ来(きた)るなむ乃(ノ)ふ後(のち)ふなまれバたゞりとなる
ふまるふ大(おほ)らかなるそハるまなるべし
なるべく乃(ノ)ふの人のさとりあるも大(おほ)らかなる世(よ)一季(ひとゝき)

乃日数などハ、おのゞ〻世ふ所〻まちて、法
ぶくにいひも傳へ、傳へあるを筆にハ、そゞ〻も
いよく〻こゝ様を知てありぬべきなれバ、某季の比
免ハ、昨日今日や、あゝむ〻ゝあるやあゝむ、明日しや
あゝむ〻ゝて、さてりまでそ、れのづゝ定まりし
きむゝ、されど世ぞふ今日といふさゞまりハ
なゝれバ、あゝ思ひゝれるゝゝろぐまで、世人の人、
一日二日乃差ぢ免ハ、つまよりぬべし、ゝろ〻ゝぢ
ぬまでゝ、のゝゝゝ日数のさゞまりし、なゝれバ、これ

もゝゝれたゞひとゝて、次の季も又同じ事なるき、
ゝを季の始月乃ゝゝゝを、きゝやゝふ定めそのゝ
日より数ゝて、二日ゝあゝる日を、やそ二日といひ、三
日ゝあゝる日を三日といひ、たゞぐゝよりゝ、某
日ゝ〻ゝ定免いゝゝゝゝゝ、ゝるゝふ後ゝ、暦を用る
世よりての事なり、但し、ゝ後も中者まで、ハ、ゝゞ
二日三日なゞゝのゝハいそで、二日の日三日乃日なゞく
いゝりと思ハれく、假字書よハあゝく、並書りこれハ
古言のゝゞくゝてゝゝゝきハ、暦を用ひ始あゝれ

一時ハ定名ならず。其後ハ定て上
代ハ一二三より千第といふなど。さて物の数を
計ふる名ハ定名なれ。次第をいふ名ハ何ぞ
是貴。物の次第を一云二云などいふなどぶをまね
是ならて。讀なれ吹なれて後の事なりかゝ。ふるて
一二三ハ物をいふハ。数をさぞるなり。次第をいふも
兼用る字なるなり。さるもあのゞ〻それぞう
なりてこそ。次第をいふにも用るなるひとハ
なりぬれ。なほ物ハ定。古の言ハ。物のつ

いぐを。一二三なぐいてる何さふなし。の倭建命
ふるこ〻なりしなり。ハ九夜。日ハ十日をと
あるも。日次のたぐなはあぐ。物を豆也ハ
数をいつる言なり。されバ日数をいくらと数ふること
ハ。上つ代より有しなり。又ふるかハ播磨ともやまち
やとも。みるほし。三日弦日の潮ハあぐ。厳
激の言なりて。速といてるふ。ふるまてる枕詞なりて。古事
記傳。建御雷神のとろろいてるなり。又万葉集
の奇なぐふ。三日月とも。三日の月とも

八日〜廿日、新月（シンゲツ）より三日（ミカ）あるる後の月として、さ言り。
されバ月の二日の日三日乃月をく〜いてるも、二日小
あるる日、三日小ゆるる日といてるを、たゞ先の名
名なり。然るを、後の世よりいてハ、で二日三日（フツカミカ）を
ど〜ゆゑいひく、古へ乃まゝあいてをバ、つゞりて言重（コトカサ）
まるゆゑ、思ふ〜、古へのこゝろ（コヽロ）を、ゆ〜なる故
里、そもく、暦を用ひ始めるころハ、やゝ降（クダ）るめる
世なり〜、なほ（ナホ）、新（レカ）古（フル）のことをうしなハざり
し、ゆゑ、上つ代〜ハ、季（トキ）のうち、日次（ヒナミ）

を、いくつくと定むる事ハ、あり難きもの、ゆゑ、まづ
けるの〜定め、むとすれも、一日（ヒトヒ）くゝ小名づくゝ、つき
何ふ〜むと、きゝ、く名づけ、せバ、後よむ月き
さ〜ゆゑ、なほ、いつ月の名乃ごく、三十日（ミソカ）の名を、こと
ばとくまゝ、きゝ、ばあるゝ、ゆゑ、されどそれまでも
ゆ〜ゝ、その季（トキ）ごとに、始（ソノヒ）をす〜、其日（ソノヒ）ハ、定めけりしゝバ、
ほぼく、乃日ごとり、いぐ、ハさゞ、先年、ゆる人ゝ、
まゝく、もゝ、日次（ヒナミ）の、ちゞきりなるの〜むよハ、さゝバ
親（オヤ）なゞのみまゝ、わしゝむ後なゞし、年くいづれの日

をう其日とハ定めて。志のびもしかむ。さて又。年〻く。
上つ代より。さるゑゑひの事をも。〻其季のそ
乃ほど〻。大らかおさ〻ぐ。ゑとたまりしなり。
後の代乃ごと。某月の某日やと定むるハ。正しきふ似
ゝれども。元て暦乃月次日次と。年ゐ紀ぐりとは
半ごひゆゑて。ゑ〻しかゝ和ハ。去年の三月乃晦ゑ。
今年ハ四月の十日ごろゑ。なれバ。ゐ〻ハ十日ばり
も遠ひく。月さへ其月まあ〻ぬをりもあるゑれバ。
ゆゑふ其日ふハいとゆゑくるむあるをゑ。上つ

代のごとくなるゑゑハ。某人のうせゑ。此樹の若葉
ゐちりゑゑし日ごろ。なゞ〻はぐむるゑ。年ご
ゑふ其日ハ。ゐ〻ゑれゑ日ふ紀ぐりあ〻て。ごゑふ
て乃ゑゑやゑれバこは。ゐ〻ゑふ似て。ゑゑて正
正しく親しゑるむ。有る元てゑはし方。ゑゆく末乃
るゑ。いゆとゑて。ゆゑをバ近〻むゑ事ハ。某ゑの
有しハ。幾日さゑ。某事ゑ。ゑ〻むハ。いま幾日ゑひ。
ゐるゑ幾十幾日まく。その季乃ゑ〻ゑ。某事ゑ
有し。今幾十幾日ゐりて。其の季のそれゑ。某ゑ

れあるべきなどいひ合へるこゝろ、かくあるよりてみる、
年をも日数をもかぞへさいふるれば、上つ代
のことばあり、かゝれど上つ代くれの年を、元年二
年三年形ばかり、史よ紀されども、訓よみたがはる
るぞ、まづ元年ハ、ばかりまたにて、絶のこゝろ、やよ
みくよろしきを、二年三年よりハ、次第をも
ていふ文るれば、りばかりまたに訓てハ、皇子乃詞
ばそひよりはべ、ものとを訓てハ、ば数を
えぶくるのを訓て、其年をさていふる事

れあるべきなどいひ合へるこゝろ、かくあるよりてみる、
はしるおろくれ日数をえぶくべきなどいふべきまと
日次の定まるべきなり世よハいくの日しいてこれ
それぞれそれぞれを見ぬべきもいふべきれば、あぐ
去年れ某季ろその時ぶし、事むこれその季乃
そのころといひ、なるハいく年されの、某季のはれ
ろ、いるいくをあてり年れ、おの季れそのなど
などいふべしなむ事を昔の事なるむろハ、某宮
ふ天の下ころし、先しい、代の、幾年をいひし年

年号又ふたつ以上ハ年をいつつ迄の二つ
あるをいふ何よりてさてふるハぎしばなり。さ
き寛元年より弘教をうぞくせるふ所
ふ。又ハふたつをとりいとそなぶいつそ。上つ代
のてぶるれば。今も然しもむべ事を形り。三年四年
ふ繁後も皆同じ。然るを近き世の人乃。文をふ
年号月日をくふ。其年号ハ二つの年。三つの年ふ
どかくハ。皇國の何のつひざをもちゐるなり。中
昔までハ文りハ。然るてハなくて。其年号ハ二

年ふ所ある年。あるハ二年をいつつ。などくのみ
書足ふ。これ古の意言乃。ほまろしなり。此をふ
ぼうひハ年をいつつふ。何事ふもその次第
をいとむりハ。皆かくるかくるよりて皇國のなる
さて此四時の然ぐりハ。ハたずて。ふ又月をいつを
弘ありて。天なる月乃。滿ちをを見てずをする一
然ぐりを。一月とせり。
上ふ引る義夜受ふ然のふよ。ふ毎の月ハ基
弘りとふるハ。代月なり。

そのすぐ先ハ一月を三つよりすぎて、ついてちりちりたゞ
そりとつり。そはまだ西の方乃方へよる。日の入ぬるかゝふ。
月乃明のふるゝそ奇なる比を始として、それより十日
ばかりがゝどかきて。月立といふ。月乃西へくゝよる立ゆ
えほどなるれバなり。

月立ハ先いとゝ。

新の始を定むるゝ。日次ゝハかゝゝ。今の二日
乃日ふまれ。三日の日ふまれ。昏ふ月の見ゝそむる
日を始とせり。暦ふ朔とする日ハ。いまゞ月ゝてゝ

光ぎ。なほ晦の末なり。かゝゝ見ゝて、合朔といひて。
月ゝ日ゝ日ゝ始ゝしく一方ふ會ていまゝかも月乃
光の見ゝざる日ゝ。朔ゝハ月なれど。望國の古へ
ゝ。ついゝとゝ。月立のきゝて。月ゝそゝに
立ゝく見ゆるを。月ゝ明ゝ。立ゝハ月ゝよゝ西へ
震霧などの立ハ。下ゝり立のぼるを。ゝ。
ハ西の方へ下ふゝ。ゝゝ月ゝ。立といふ。
ゝゝ。昨日まゝ。ゝ。ゝ。初ゝ
ハ。立のぼるふ同じ。ゝゝ。ふ高ゝ

ゆくゝろをうけて。ゑろく月立といふ。倭建命の。
美夜受比賣のおもひのまゝ小月水のつきるを
見そなはして。月立よりとゝませ給へるも。天乃
月の立りしをこそ。ゆゝしかるなり。月立て
いつ事。これまそんだ。さて春の立。秋乃立
をこそいつゝかゝ。ふよいくゝる立春立秋より知る
ふ言ゝ。又ハ月乃立より立るゝ。わゝまへが
ゝ。万葉集ふ。正月ゝとゝある。月のゝを
いつゝ。又今の世乃言ふ。月日のゝ立ゝ

過ゝと書。こハ今月の立を。先の月ゝ立てる方
へゝ言ふ。

さて中ごろ十日ごろが月をいゝ。月の形
乃満ゝれバ。その月ふ月立の初より十四五日乃
ゝる日ゝ。望乃月ハ。望ゝ月ハ。

十四五日ハ月ゝ。ゝ。望ハゝ。
ゝ。ハ満て。月乃満ゝるをいふ。
中旬のゝ。
あゝ。ゝ。欠ゝ月。ゝく。ハ
ゝ。欠ゝ。ゝく。ゝ。

つゝ有りさて今望の極を十五六日といをずして十四五日よりあるは上つ代の翔を暦の二日三日ごろなれば也さて伊勢物語ふそのころ五月のもちばり有りなれば也ある八中旬をひろくいつり六月へかけていつる八後の月なれど中旬をもちごろをいつる八古の言の詞こゝろなり又万葉集三の巻に家上乃雲の事也六月十五日ふ月なれば也さて月の事なゝで十五日をもちとゝひたこれも古言なり

さて末十日ごろ月の出るを月隠といつり月のやゝくふ隠り始めなれば也その中ふ三十日ごろふある子籠を月隠乃末はをなり

月隠を法ごもり

此ごろ八月に出るをおそく成りてやゝくふ月ふ成るとすくなくなりゆくふ月ごろりとふ所ごもり八月隠のこゝろ

さて月乃かたちをいふ名

星さて暦法ふ依て見ふ天の月乃一免ごろ結果ふ此九日六時あまりて廿九日ごろ八あり

此日ハ毎ゝ変ずる故ニ。此日と定メがたくこれハ月
乃出入時の。先乃月より遅くなりて。二月のなど
ハ。あかつゝ一日毎ゝ遅ふ故ニ。暦ニハ大小の月を
分て。二月ニ一月を。廿九日として。晦朔をさゝのつる
事なりしかゝ。皇國の上代ハ。ひゝて日数ニかゝ
ずりしかゝ。ゆゑ。ゆゑ。朔のゝゝ。月を一人
ゝ今日ゝと定ひ。いまひとりハ昨日ゝと定ひ。今一人
ハ明日ゝを。ゆゑ。ひとゝ。ふ定メても。これ遠ふて
なりしゝバ。大小を分ずれども。晦朔のみゝれり。

ことなり。
かくして一月ニハ定メがたくこれハ
何月の日とゝ。ゆゑ。ふ定メもなく。四時ふも。ゝゝず。
ゝゝ一月ゝゝ経ゆく。ゝゝて。すゝて年れめぐりハ別ゝ
月ゝ。ゝるハこれも十二ゝび。ゝゝ。ゝバ。ゝふ一年なれども
年の末ニハ。十日ばかり日数のゝゝる故ニ。
年の一めぐりハ。暦の立春ゝ立春の近ゝまでゝるれバ。三
百六十五日三時ゝて。上件の十二月の日数。三百五十四
五日ゝるゝハ。十一日ばかり乃ゝ。ゝ。ゝ。

つゆ小四時の始終をハ。おそれおぢらつゝ。ひとゝ
とゝバ秋乃ゆゑ。天の月も。月夜の末月立の比
免なぐの時も。ありなり。されどもやとりてるゆゑ。看れ
バ。くれハの光こそ。かゝるずゐむ看ける。
かく二つゝ別てゝ看れバ。閏月といふ物と加へ
ざれども。年のめぐり。ちがひゆくことなるなり。
くてこそ。月といつる方乃来経も。朔望晦ゆゑハも
じ免つゝ。中比来つゝ。ともいつるかをゝて。これをる
いくの日くとゝつゝ日次をなるなり。

此一月を三つゝ分いつる物をゝて。日次をなるゝ
定めハ。中昔までゝ。ひぐ物ゝ。ゝ。ゝ。

書なすべしあるを。一月を四つよかて。朔十日廿日晦。
とをろくいてる事もかり。いせ物語に。上より引
るべくゝ。三月のもちばりといへるハ。ゆくゝ又明る
やとひのはいてるを。四月の十日ごろ孔雀
みるゝ。さつきの晦にゝ。ちかす鶯晦にゝ。
明るみる月ハ。はごろもゝ。かとる月鶯晦にゝ。
時ゝやとひハ晦なれまり邪どいてる。後の世のごと
くゝ。ゝる一日ふつゝ。ゝる名ゝ。ゝうばかくかく
晦ゝ。ゝなゝ。同じ日をあをいてゝ。ゝゝ

ふの日記に。つごもりの晦ぬれど。人ゝ卯花のつぼ
みも見ゝ。廿八日ゝ。ゝゝ。ゝゝも晦にゝ。ゝゝハ
下旬ゝ。ゝをいふ。故下ゝ廿八日ゝといい
ゝ。又源氏物ゝ。ゝ。四月朔ゝ
といへる。七日の夕月夜といひ。又うき舟
に。朔ゝ。夕月夜といふ。月ゝ又ゝ。ゝ
ゝ。月ゝ又ゝ。ゝ
菓花物語若水。ゝ。朔ゝ。ゝ
日の夕月ゝといひ。十日ゝ。ゝ。ゝ。上旬をいふ

さ月あり。又鳥羽殿乃君ふ。十二月廿二日のるなり。
はごりふなめめれどいとり。又狭衣乃も晦日
乃りめれどいひく。雪みるごりて月もさやらなら
ぬし。いとり。し。此日乃日なるむよ。月ハあるべくら
ぜ。これらをもて考るべし。上つ代の定より純ぜ
ぐへの所まり。那ゐ。仏乃十日比廿日比といひ
て。そろく用ひるもおろく。それもいぐへハ同
じことなり。又今の世も。月の内を始つる井で
乃末つるとと分いふことあり。月ゐのをいひて。乃ち

事ふるをさとくいとぬてばなり。これも古乃
云ふ所こそあるなるべし。
そもく上の伴乃ごと。季ごとに光なども。きハやふるあり。
況。月次も日次もなく。又ち天の月ふる月ハ者しら
ども。別事ことなりつるなど。をべて事たるなる仰ぜれ。
然ふふハ。ろ川ふ為やふふあらさきをよまよする。後の世の
ゆりまそ。ゆ。上つ代を。人のこころも何も。たぐ乃ろく大
らうなむ者なられバ。さて事ハあり。
をべてく世の事ハ。ゆまバあるまくふを附ふくハ仮

絵まで堂又ありまゝみるづゝひも立そふを。なけ
ばなきまゝふ事ハ多りて。わゞ〳〵ひなきハく
まて国さかれるゝ事もなる物なり。さもとハ今の世
ふ山寺人のぞる坂などふ道乃などを毎ふきさ
みく。幾町(イクチヤウ)くゝと書せる碑(エリイシ)を立(タテ)るこゝろゝて
ゝこふなり。まゝさ大道(オホミチ)ハおゝく一里塚(イチリヅカ)とふ
物有て。いづれもりふ人の書づるゝを。此大(オホ)
乃(ミチ)ゆく人も。一里塚ゝて事ゝりて。此一町ゝ此
書ゝなゝて。多(タヅキ)ゝ所ゝとハさゝふ思ゝず。又ゝて

の道ゝハ。一里塚ゝふなる事ゝ多ゝれど。これゝて
なきまゝふ事ハゝなりて。ゝゝゝゝゝハ思ゝな
ゝゝゝ。

まゝゝ此度ゝなる身ゝゝ。年の系経(ヒ)ゝを。
書ひく部ゝ以ゝ合(アハ)せわざなどもなゝて。ゝゝ天地(アメツチ)の
ゝるゝまゝ。ゝゝなゝ。書ける。

此二方(フタカタ)を。暦ゝ一ゝ合せゝるハ。ゝを宜しきふ物さ
まゝゝも。南ゝハ天地のなりかさ。ハあゝゝ。ゝ
一つなるゝ事ゝゝゝなりせゝ。ゝゝゝゝ

そのかみ、あるべきふし、さはあれど、おのれさかしらに
世ごとに、必別事、まうけ者ぬべきことわのあるべし
あるべし。さて上件、上つ代乃来歴のさまざまをも
いつる、ひる古き傳説のあるもあるべ、おのれこ
しごろ、此事ばいふかくく思ひ見ること、年月
ふかくよ思ひ免ぐること、ひとつ、ひえつるおもむき
あり。されどそハ私いさ者ゐむ、今おしえろ
ふハ、あるべきまで、あるべしとも、うをもむ人ふ
ば、者べられど、あるべ、ふくあるべハえなるぬ

わざおこり

これぞこれ天地乃ちぐ免ぐ時ふ、皇祖神乃造りし
て、美玉ふ、授けおき給へる。天地乃おのゞゝ玉
暦ふ、てゝろこ玉ふ、ふなどめて、人の巧さて作るる
よ、あるべ、ざれバ、八百万年を経ゆきども、いさゝか
もたがふ、こなく、あるべ、ふ、ゆるいふ法きもなき、豈ふ
みこと免ぐ、多多真の暦ハ者ゐる。

皇祖ふ、ま免ろぐ、いざなぎ乃大神、いざな
みの大神を、ゆ、て。

もろ〳〵ものゝ由ある物なるべし。聖人のおのづからもて作りて。
民に時を授けたまふといふべけれど。上件の
ごとく。天地のおのづからなることゝ成りて。民ハ授
まざれども。時をバ受けあらしめ給ふ。
すべて去年まき置きし青菘の花乃咲くを見て
来年苗代時を知り。はたりおきし麥の穂乃ほう
ほむを見て。八月稲を刈時を知り。又その稲の刈
時をもて。麥まく時を知るが如く。年ふるし

もてゆくべいそぐ其時〳〵ものをしりてハあ〳〵
なれ。されども有づるを。あやまりあるを。
ふるゝ。すべてかの古人乃こゝもなわり。はたくその暦ハ。
月の大ふし閏月をもりて。節晦と節気と遠ゝ
ごとく。されども世もてゆくまぎれいとも巧りハあ
れども。歳差なぎいまて有て。数十年を経
ぬれバ。一度といふ程づゝひゆくを。後の世ハ。
はぎくふ此あるこゝろ〳〵ゆめ〳〵しれども。考へつく
もてゝはゝ八ざれバ。をりくにその暦あらためべし

また北斗七星の斗柄いすゝ子の月ハ
子の方より建し寅の月より寅の方より建ちりゆ
いつるを今の世ハ寅の月ハ寅乃方より建さだて
丑の方ハ建そゆいつりこれ妄説よあらじ為
ゝ知るとあり されバかゝれども数千年を経れバ
かく違ひゆくとゝ見てきれバこれかゝれ知れ
今までハたゞひたすらに考へ知りと思ふこゝゆ
まゝ数千年を経る毎を後ハ違ひゆくべきも
あらゝ知りかくいへバ月日星の巡りも何も

後ハ次序なく乱れゆくべきまゝにうゝ
ふべきれど然ハ始ハ巡る月日星のめぐり
も皆ちゝ巡り着て いく年代を経ても いさゝも
違ふハあらざれど 数千年のかゝふ違
ふとも然たゞひとつ四季ハ又変ふ事なへ
りて それもまた定まりたるもの
よ違ふハあらざる代 ゝ思ふ たゝへバ
十日ばかりも命あるむもの 天ある月の形も出入
ふ時も 稍ゝふとりを見てくいつく違ひゆく

始め邪かとしもそれて。後ハいふなりゆきぬむ。
とうとぐつがおとし。おのが命のみどりうて。又始乃
ぢくありうるを。文見ざるうち社鏡ひなり。然也
バ曆法といふあれども。數多年を経てうち社數の年
乃経ふあがつるるものゆゑ復るを。いくたびも
も強てうちうをずハ。まことふ考へきハ免むるハえ
なるべうして。又考への精くありもてゆくまゐく。
さきの考への多がつるるゆゑ社づぎくゆゑ考へれ
つ。はひり畫ふよなるべうもあるぬ。これも

又。おのうりうびやうくゆの方ゆ久りゆ変りて。来
しかるの精しやもしるしハ。あるくゆ粗りるるゆの。
なるうれゆくあり多。かうてつひよなの域ゆ復
至著ちむ時りぞ。皇國の上つ代乃方うなり多
定まり純。まつあるほどもさりなむうし。但これ
らハ。ゆ社ううをはうて倫ふあり。それおぐも
なるべ。ちくハつ。月こ社命氣と。天の月り
ゆ氣月を。正しうハ合もてなるべ。国月を
おくゆうとする時ハ。ま月のうびう貢て。月の

始めは十二月の中気、十月の末ハ、特その月の
節気なり。かくて空月を生じ、又閏
月のめぐひ有て、冬中おさまりても同じ事と
なり。これらもろもろ、その精しさの法きはめるその
なるを也。されバ近き代になりてハ、唐の法
も、世々の暦法より、年の系統と天の月よりする月とを一
つにあくせく、天の月よりする月のみをもとせる
を、よしとしたるいふを、考へ出る人もいできぬハ、
ほぐるよりの方よりめぐりくるまるにより也。

然有りしを、やがてかりて、ひろうしまた書ふりまゝ
で、年々後より、ひろうしまを先となしひてそ一年を十
二月とし、その月次を旧時ふるぐりつゝぞ。
ひろうしまの十二月ハ、天の月ふする月とをして定あるを
也。皇國にてその年さびまりハ、特のまりれまの
ふ年れめぐりふまてさびして、暦の節気と回りき。
むつきはきさらぎとなんぞ、その月ごとの名も定あ
れるなり。
年ごとにこれを月ごとにみづきをしてもそもみの

出乃天の月
ふる月といつて
毛有一一万葉集
月よ立といつも
代時ちがで春某月秋某月あるく月の名とあるまた
を季へ分けていつたなどもそれでもちろん
名ども古事記書紀の所よハ一つもそれハ
そハなづくものなるあるそれハ
定まり世まるものなるべし万葉集よハ

代名どもおろそかにみてあるべきやうなれ
二月三月あるくてそれ
何ふまるまきくむつきまきそれやうひまるく
しもつまるまるハ上よいるべく前の次第を
一二三なるいつまるハ古ハなるし故なり
さてかく月次のさまるきまりて月ごとに名どもおのづから
ども乃天乃月よりる月次此月次ハ別事なりし
又いくつの日次月の日数乃定まるざるし
などそれハ乃まるくなむ有る

此時は月次をさだめ月乃みをもつきて
きしらせ暦を用ひく物しかくの月を一つ
ゝ
ゆゑ日次をもさとふ定めゝるべきよ格さは
うりやでハ及バざりしいふてしいとりもぐてみ
ゆわざも久しくなれ来つる事ハ多ようてぶ
そうふ改りぬるハ月ごろ何きをしひふる
ふ神代より五月あるゝ月ゝるよなれきる
世中ハ月ゝるよる日次をしきやうり定ゝり月
乃大ふ宝月などいふ年乃生来ゝるむよハ月と

あくるゝ月ごろ何うりぬべくなれバ俄よさ
までハえ物ゝるわきしゝて此時年の来経の月
次ゝ天の月よりる月ゝハ外別事なりゝば
正月の朔ハ月乃望の後十二月の晦をゝ朔望
晦を月の名人をていゝハ月ゝるゝ月ゝ格
ハ行くるゝふ後ゝ月ゝ月ゝ
なりて乃何ゝり月ゝ月ゝ月次乃
月の后朝るゝどいふ月ゝ天の月よりる月のうち純
ゝ月をバゝり此二ゝるの月ふハ長き短き月を

〜なまじバつよおとれさまぐらして。おとく〜ハあくび
ゆう様バ。そのもとひ。さくもう某月の朔晦などつかれ。
始つ方ろ井ぢう書ろうこうきゃくぐ〜ゆうあ〜
そもく〜ろ月次の時ごとりはるハいづれの御代う条
ゝと。さぐろふハもりぐとされども。磨をとりひそ〜ぐく
ろ〜ぢうりハ。ろるゝハ古へ乃事ゝハ。ゝとゝれ。
古事記の長谷朝倉宮の御時。引田部赤猪子
といりし〜姫の。八十年乃前ぢ事を。天皇ふゝ也
言ふ。其年其月なるゝをゝれバ。そのゝゝゝく某

ゝぢいふさぐ〜ぢりぢ〜事をゝれるゝ。
りゝハ雞波高津宮の御世乃ゝろうもやなりゝむ。
そのあゝ。軽鳥の明宮の御世ゝ〜ぢ〜ぢ。和
尔なぐ〜いひ〜ぢ。ぢ〜ぢ人ゝも多りまく。ぢ〜ぢ。
皇子ゝちふゝろ〜ぢ書を著へまりしに。いかゝ
よくゝゝりまゝ〜事。又伊波礼の若櫻宮の御代よ
皇。ゝゝ史をありて事を記ゝ〜ゝ。ぢ〜ぢ。古記
りゝ〜ゝれバ。古事記ゝ。息長帯比賣命の。
紫紫の赤羅乃玉嶋川ゝ〜て。年魚を釣〜ゝる事

を記し給ふ。當四月上旬といふてあるハ。あるべかゝ書の誤りまゝ。そこなひてして。月次毛月と此名もなかりし代なれバ。四月とあるハ。その文字。故四月上旬之時。女人云々。鈞年魚至于今不絶也。とあるをもて思ふよ。後世でさる事ゝあるゞ。四月上旬なる由はまた。その始をも。其月のみもく偖り偖くるその名りもの。夏のもの。夏のもの。偖るを偖くあり。きもり。

かゝと甲子といふをもてらひてそ。考られしも。同じ御代なれども。甲子ハ十干十二支をいふ。暦をなくとも。年月日の甲子ハ定まつゞけてこれもあれバ。あるまゝ。あゞ。ものきゝ。仰られども。なくバ又きまゝ。事なりゝ。それ。こそ。理をいふ。仰のゝ。ゝ。ゝ。

もろこしの法をまなびて皇國より海をまゝで來つる
ゑまろ師志鳩宮の御世の十四年に曆博士ゑまろと曆本
をもてきたりて百濟國より勅ありて同十五年に曆
博士固德王保孫といつる人まゝで來つることあり
これや始なりきゝ。されどいまゞ世よハ行とれざり
しを又小治田宮の御代の十年に高句麗より
勅勸こしてまゝで來て曆本をもてきたりしを陽
胡史の祖玉陳といつる人こゝの僧ゝ曆法をまなび
て事なりとなんいへども此時も傳さしくられ

を用ひたゝ世よあとなりもてゆきて絶ぬしるすハ天ぞ政
事略略ゝ此御世の十二年正月朔より始めて曆
日を用ひたまひしより見てもさる實しる。
月次乃月とも天の月ゝ月日を部ゝ月あ
るをもてゝいくゝ月日いくゝ乃日をもいふ日法毛一年一
日の日數毛ゝ年よりまゝをもてゝ定まりてゝ乃ゝ今
乃ごとくゝハなれり來る。
始ゝを書紀ゝハ神武の御宇ゝ是年也太歲
甲寅冬十月丁巳朔辛酉ゝ辛酉年春正月庚辰

翔天皇即帝位ニ於橿原宮ニあるをそゝ[illegible]
[illegible]上つ代の事ハ[illegible]年月をたゞし又
甲子ふうにて日次までをたゝしたるハいと
もいとゝもいかゞなり。そもくこれをよ後の世よ
りさかのぼりて推てゝ長暦といふものをもて定
めたりや。世の人もてもてはやすめれどま
だ侍代くの年の数も伝へくはらかりあてさだ
めなるゝ様ハ某年といひてすゝうるなどゝ。されど年
月も。さだゝゝく一つの伝へにて定めたりなし。

次ゝ某月といひて事。上つ代ゝハ月次も月の名
もなりしゝば。いとゞ月ともいハまくハ春の
末ゝ夏もいひつゝを月次出来て後よ正月ゝハ
いひ伝へてゝとせバ。それもさもはゝむを某日と
日をしをさゝれてゝるぞいとゝとも解べきよし
なりける。日次のさゞまりたるを事世乃
事を某日といひ伝へべき由はゝ[illegible]やはかし。
上つ代ゝ月次日次なりきやいかゞ考
へを。信ぬ人もあるべし。いとくそのゆゑとつゞ

ふさしてこれを年ごとに重ねいとなのなき世にて
は。某月の某日と定むべきよすがなし。月は大小
を分ち。年に閏月を加へぞ。日次は天の月乃
めぐりをもてのひ。又月ごとの節気もみるしるべ
ゆくめぐれば。なり。まづ暦法によりて見れば。
月の一めぐりは。九日六時ばかりなるゆ。大小を
分ぎて。いつも三十日を一月として。朔を定め
ゆえば。一年のかぎりに。六日の余ひ出でまく。
正月の朔を天の月と合はむも。十二月よりも

なば。朔にせむ日。天の月を弦にかくし。
もて。五年ばかりには。又その初しるし
つまでも。その初ひざまは。朔に天乃月望に
なり。下弦弦にかなりぬるもはるむを。
さてこれをもかの朔にしてありなむや。又年乃
一めぐり弦来へる。三百六十五日三時にすれば。
二月の日数三百五十四五日なるとは。十一日ば
かり弦なるめぐりあり。年ごとに十二月をなす三十
日にしてもの。五日あまりの余ぞあるべし。閏月

なくて過すべしとハ。時く社暑さ寒さとなれども。あ
ながちに〳〵年をとゞひゆきて。九年のあがりて。
百日ばかりあるがひ。三十四年ばかりすぎは。つひ
に年号（トシナカラ）をとゞめむとて。あまたなかりて。六月（ミナヅキ）
のあるに。十二月（シハス）の閏ぐのごとく。年をあま
なう月（ミナヅキ）なきに。十二月（シハス）のあるに。六月（ミナヅキ）のあるに暑
かりしかども。なほ十二月（フユシハス）といひくるめど
しかるに。なほしもなほ。他暦（アダシコヨミ）を
もちひしかども。あるべきにあらざるに。暦あら

うべきには。其月（ソノツキ）をいとしぶる。天（ソラ）の月よ
りくハさぐるべきを。まして其日（イツカノヒ）といい
まてをばいかゞしてそなはむとする。書紀を
よまむ人さへ。なほ疑ふべきをえず。

天明の二年辛丑年閏ぐ月の十日ばかり二日の日

本居宣長考早

發行

江戸日本橋通壹丁目　須原屋茂兵衛
同　浅草茅町二丁目　須原屋伊八
同　日本橋通二丁目　山城屋佐兵衛
同　両國橋山田二丁目　和泉屋金右衛門
同　芝神明前　岡田屋嘉七
京都三條通升屋町　出雲寺文治郎
肥前佐賀白山町　紙屋惣右衛門
大坂南久寶寺町　榎並屋小兵衛
同　心齋橋備後町　近江屋平助
同　心齋橋通南久寶寺町　伊丹屋善兵衛

書林